

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助率	補助額
経費区分	内容		
改装経費	事業実施に必要な、内装、電気設備、通信・Wi-Fi設備、セキュリティ、水回り等の施工工事に要する経費	補助対象経費の3分の1以内	1,500千円又は市町村の補助額のうち、いずれか低い額
備品購入費	事業実施に必要な、什器・事務機器及び通信機器等の備品の購入に要する経費 ※事業計画上、補助事業期間終了後も継続して使用するものであり、使用目的が限定されている場合に限り購入を認める。 レンタル・リースの場合には、補助事業期間の事業に要する経費のみを対象とし、契約期間が補助事業期間を超える場合は、当該補助事業期間分に相当する経費を対象とする。		
駐車場整備費	事業実施に必要な、駐車場整備工事に関する経費		
その他事業実施に要する経費	上記のいずれの経費にも該当しない経費でかつ、事業の実施上特に必要と認められる経費		